

【概要】大阪府が、府内43市町村に対し、市民後見人の養成等事業及び成年後見制度の担い手の検討状況や課題対応等を把握するため以下の通り、アンケートを実施。

- ・実施期間：令和元年6月26日に各市町村担当課へメールにて依頼（7月10日〆切）
- ・回答自治体：43市町村※各自治体が想定している範囲内での考え方を記述
- ・調査内容：市町村における市民後見人の養成等事業における実施状況、課題と対応やその他の担い手の確保方策等について

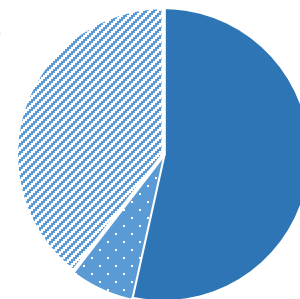
1. 市民後見人の養成等事業の実施状況

①市民後見人の養成等実施状況

来年度実施予定の市町村はなく、計画策定・中核機関の設置に合わせて今後検討されていくところが3市。その他は、予定がない状況。

- 実施している 23市町
- 実施に向けて検討 3市
- 実施予定なし 17市町村

実施状況



■ 実施している ■ 実施に向けて検討 ▨ 実施予定なし

2. 市民後見人の養成等事業にかかる課題と対応

①市民後見人の養成等事業への参加者が減少している原因(未実施市町村以外回答、良くあてはまる順に回答、複数可)

近年、オリエンテーション及び基礎講習等への参加が減少してきている原因として当てはまる理由に多かったのが第1順位に「オリエンテーションの開催PRが不十分」、第2順位に「市民後見人の活動のやりがい、魅力が十分伝えられない」との広報に関するものであった。

<単位：件数>

回答項目	1番	2番	3番	4番
A オリエンテーションの開催PRが不十分	8	2	5	1
B 市民後見人活動のやりがい、魅力が十分伝えられていない	6	11	—	1
C 責任の重さから考えて市民が担うには困難と感じられる	7	5	—	2
D 市民後見人の制度に問題がある（年齢制限、単独受任等）	4	2	6	1

2. 市民後見人の養成等事業にかかる課題と対応

①市民後見人の養成等事業への参加者が減少している原因

〈その他記入欄の記載内容 ※一部抜粋〉

- ・市民後見人自体の認知度の低さ。
- ・受任件数の地域格差が大きい。
- ・市民後見人に合う事例が少ない。
- ・養成講座全受講が困難な可能性。
- ・参加市の開始初年度は参加者が多いが、年数が経過すると一定知れ渡って参加者が減少していると思われる。
- ・養成講座に係る交通費が自費の為、ハードルが高く感じられる。

②市民後見人の養成等事業への参加者を増やすためには、どのようなことが必要か。

市民後見人の養成にかかるPRだけでなく、市民後見の活動等事業制度の見直しを理由に挙げているところが、第1、2順位合わせて17か所であった。(未実施市町村以外回答、良くあてはまる順に回答、複数可) <単位：件数>

回答項目	1番	2番
A PR方法・内容を工夫する	16	2
B 市民後見人養成等事業の制度変更を行い参加しやすくする	6	3

〈その他記入欄の記載内容 ※一部抜粋〉

- ・やりがいや、やってよかったこと等をもっとアピールすること。
- ・広報誌掲載の回数増加、テレビや新聞等のメディア媒体で取り上げる。
- ・基礎講習、実務講習を1年通して受けなければならず、それを複数年でもいけるようにする。基礎講習が終了している者で実務講習を受けなかった人は次年度の基礎講習は免除など。
- ・法人で受任し、市民後見人が担当する方策の検討。
- ・市民後見人の負担軽減やサポート体制の拡充等。
- ・バンク登録後、受任するまで期間がある場合が多いので、研修内容の一部をバンク登録者研修で補うようにする。
- ・府で市民後見人養成事業の特集記事を作成し、府内各市町村広報にて掲載する。
- ・養成講座の時間数の多さなど見直しできませんか。
- ・市民後見人の事務量(裁判所への報告義務等)が多すぎるのではないかと考える。

府内市町村アンケート結果について(抜粋) (市民後見人の養成等事業)

③市民後見人の受任状況の低迷にかかる原因。(未実施市町村以外回答、良くあてはまる順に回答、複数可)

市民後見人の受任が増えない原因として、「ニーズの掘り起こしができていない」が、最も多い理由であった。

<単位：件数>

回答項目	1番	2番	3番
A 市民後見人の受任相当案件の範囲が狭い	10	3	2
B ニーズ(受任相当案件)の掘り起こしができていない	11	5	1
C 地域の相談機関における相談対応で、成年後見が必要な案件かどうか適正な判断が出来ていない	2	6	2

〈その他記入欄の記載内容 ※一部抜粋〉

・受任案件の範囲が狭いとは思わないが、実際行政が取り扱う案件は困難事案が多く、受任には至らない。

④市民後見人の受任相当案件を増やす対策について(未実施市町村以外回答、良くあてはまる順に回答、複数可)

専門職等からの「リレー方式の促進」が10件と最も多く、次に「日常生活自立支援事業からの移行を促進」となっている。また、「家庭裁判所との意見交換の場を設置し意思疎通を図る」にも、計6件の回答があった。

<単位：件数>

回答項目	1番	2番	3番	4番	5番	6番	7番
A 市民後見人の受任相当案件の範囲を拡大する	3	—	1	1	1	1	1
B 市町村長申立てを促進	3	—	3	1	—	—	—
C 日常生活自立支援事業からの移行を促進	4	10	1	—	—	1	—
D 地域の相談機関から広く案件の引継ぎを受ける	—	4	3	—	—	—	2
E 近隣自治体を含めたもう少し広域のエリアから案件を発掘	1	—	—	—	—	—	—
F リレー方式の促進	10	5	2	—	—	—	—
G 家庭裁判所との意見交換の場を設置し意思疎通を図る	1	2	3	—	—	—	—

〈その他記入欄の記載内容 ※一部抜粋〉

・市町村長申立の際、積極的に市民後見人受任可能と、家裁に意見書を添えること。

・社協や専門職後見からケースを引き継ぐ方法が安心して受任できる。

3. 専門職、市民後見人以外の成年後見制度の担い手の確保策について (全市町村回答)

- 検討している、若しくは、検討中 4か所
- 検討していない 39か所

〈検討していない理由記入欄の記載内容 ※一部抜粋〉

- ・法人後見を取り扱う法人が増えてきている。今後についても、法人後見を中心に進めていきたいと考えている。
- ・専門職で対応出来ているため。専門職後見が必要なケース、親族後見になるケースが多いため。
- ・未受任のバンク登録者がいるため。・まずは市民後見人の担い手確保に注力しているから。

その他、自由記載欄

- ・受任者がまだいない市では受任後の体制作りが人員等の問題で課題だと感じています。市社協に委託して共同で実施している市は、日常生活自立支援からの移行や、受任実績等を見てもうまく回っている印象があり、各市の市社協も参加してもらえるような仕組みづくりができればいいのではと感じています。
- ・受任相当案件の確保が課題（市長申立てを促進しても受任相当案件があがってこない）。受任相当案件が年1件確保できるかどうかという状態の中で、受任と養成のバランスが難しい。
- ・（市民後見人の養成講座の）日時や場所などを工夫して、受講しやすい環境を整えること。
- ・アクティブシニアの活用として市民後見人活動は有効だと考えられますが、報酬がない場合、モチベーションの維持が難しいと思います。
- ・今後、成年後見制度を利用する人が増え、専門職の後見人が不足することも予想されるが、障がい者の後見については、専門性を必要とすること、長期にわたることも多いことから、個人ではなく組織としての市民後見人制度が確立されれば、参画しやすいのではと考える。



府内市民後見人の活動状況(抜粋) (市民後見人の養成等事業)

【概要】社会福祉法人大阪府社会福祉協議会において、受任後3か月以上の受任者43人を対象としてアンケートを実施。

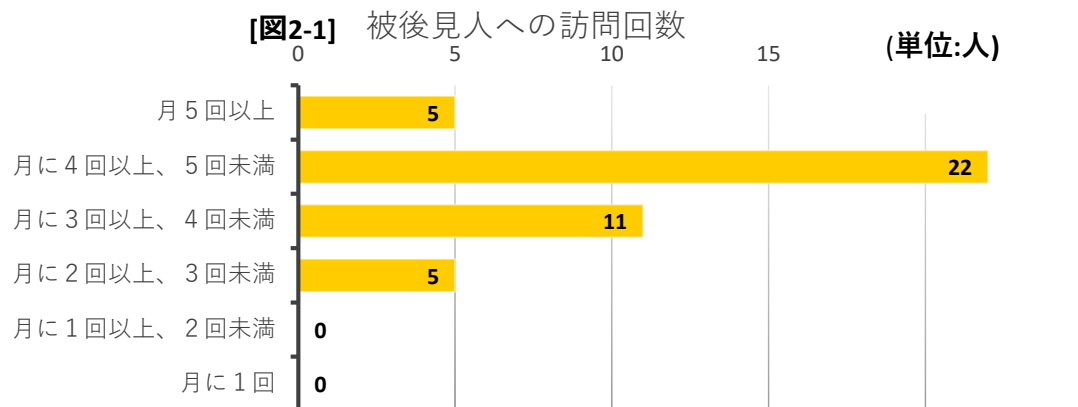
- ・実施時期：2019（平成31）年1月
- ・対象者：2019(平成31) 1月末現在、大阪家庭裁判所から選任され活動している市民後見人の内、受任後3か月以上の者（43人）
- ・調査内容：市民後見人の基本属性、活動状況 等

○調査からみた市民後見人の活動状況

1. 訪問・面会状況

大阪府において、2019（平成31）年1月末現在、受任後3か月以上の受任者43人を対象としてアンケート調査を実施したところ、43人から回答があった。その内容は以下のとおりである。

受任者が被後見人の居所に訪問して直接面接している頻度は、月に「4回以上5回未満」が最も多く22人(51.2%)、次いで「3回以上4回未満」が11人(25.6%)となっている。訪問頻度の平均は月に3.6回で、概ね週に1回程度の訪問が行われている【図2-1】。



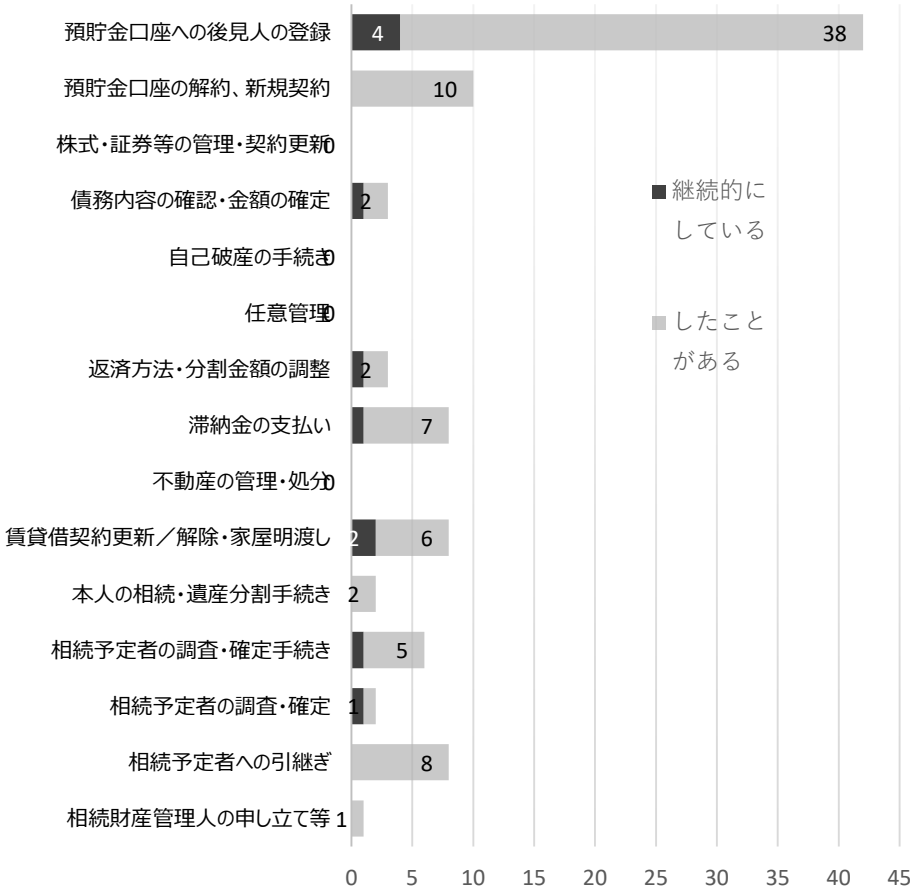
○調査からみた市民後見人の活動状況

2. 後見事務

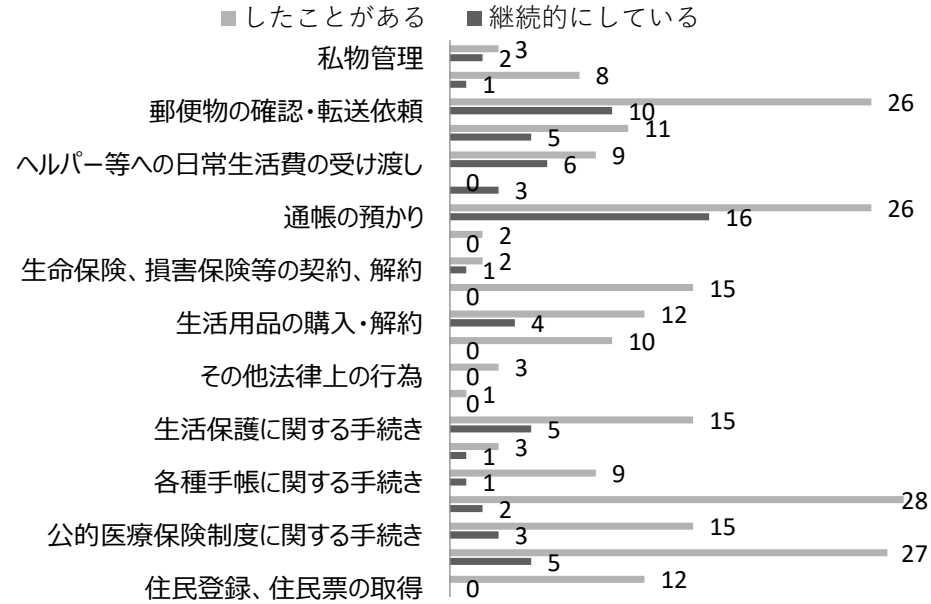
(1) 財産管理の状況

1. 市民後見人が行っている財産管理の状況については[図2-2]に、日常生活の維持に関する事項については[図2-3]に、住宅関係に関わる事務は[図2-4]のとおりである。

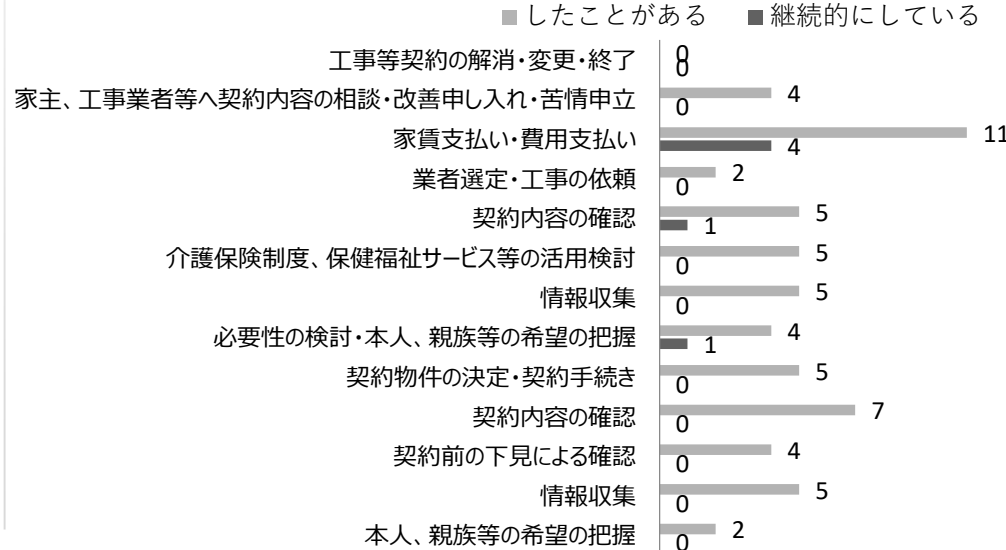
[図2-2] 財産管理に関する事務



[図2-3] 日常生活の維持に関する事項



[図2-4] 住宅関係に関わる事務

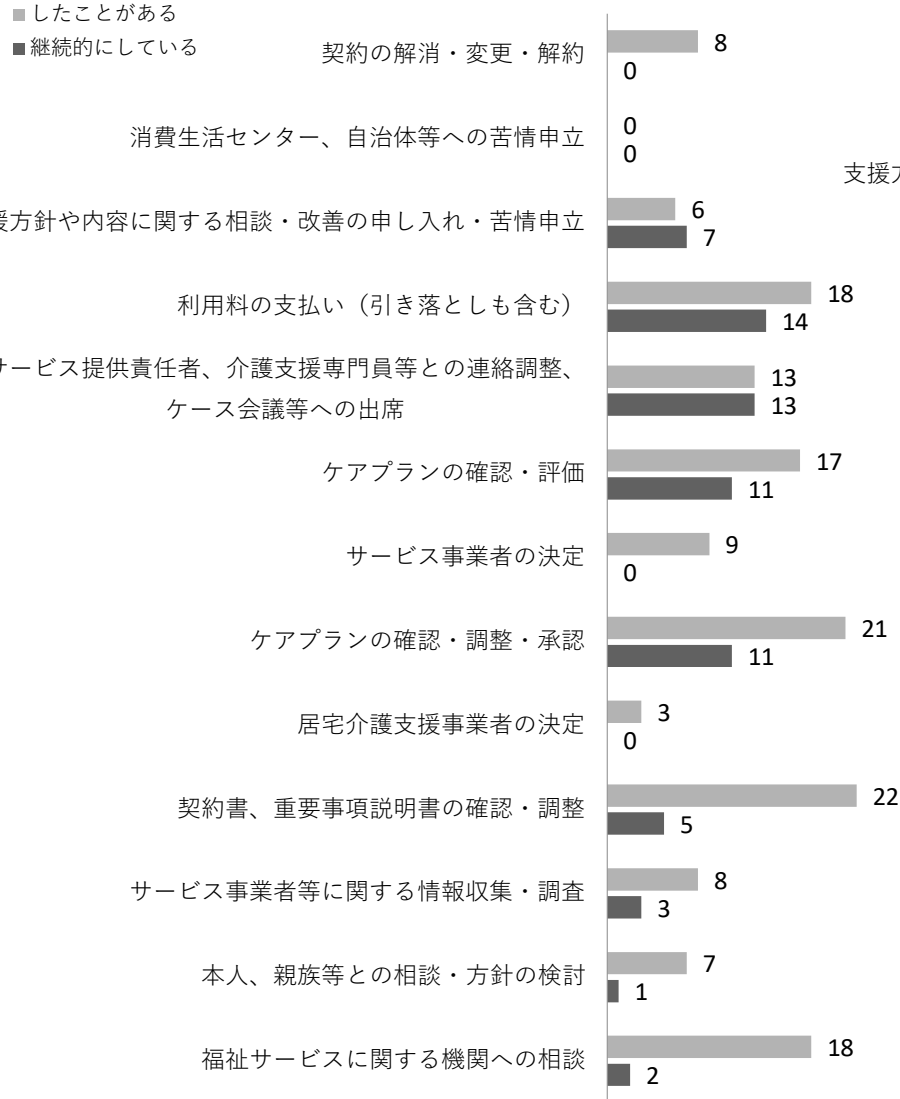


府内市民後見人の活動状況(抜粋) (市民後見人の養成等事業)

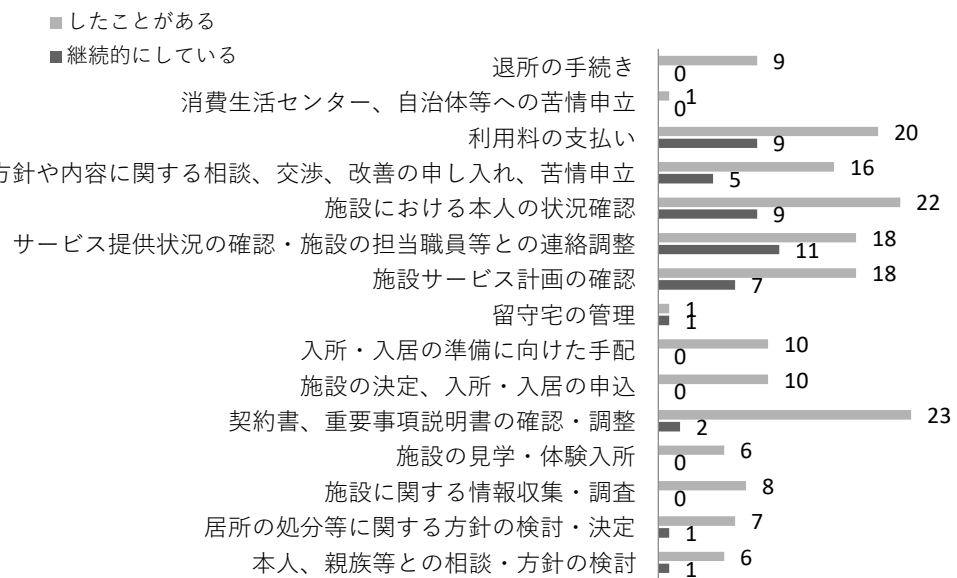
(2) 身上監護の状況

介護サービスとの関わりや施設における市民後見人の役割については [図2-5] [図2-6]、医療に関する事務は[図2-7]で示した。

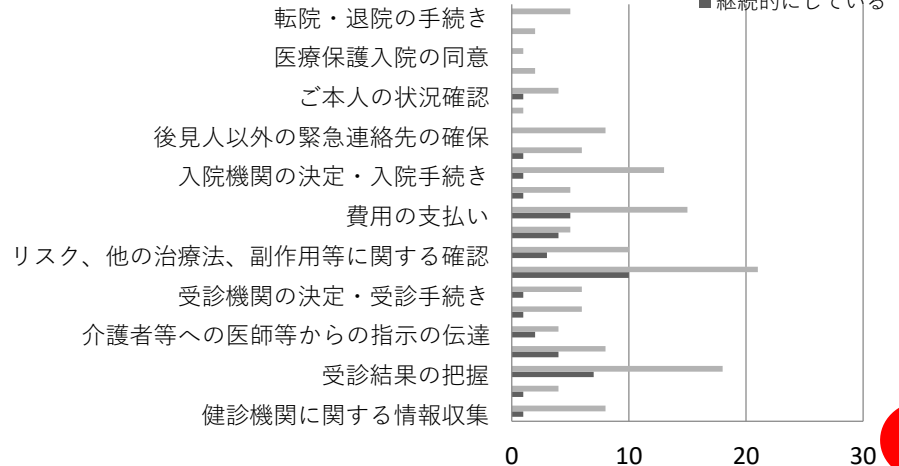
[図2-5] 福祉・介護サービスの利用に関する事務



[図2-6] 入所・入居施設における生活に関する事務



[図2-7] 医療に関する事務



○調査からみた市民後見人の活動状況

3. 市民後見人として活動することによって地域（入所施設等）に新たな変化や広がりをもたらしたと思われる又は思われた活動。（自由記載）

- ・入所施設に後見人（専門職）が何人かいるが、面会に来る事がないそうで、市民後見人の面会の多さに驚かれた。郵便局、銀行、病院院長、電気屋さんetc, 市民後見人（私のこと）が身近な人が受任していることに驚かれ、新聞、TVでの話ではなくなったようです。
- ・週一の訪問により、施設職員ともなじみになり、施設内で本人への注目度は高まったように思える。
- ・自宅、病院、施設の週に一度の訪問で、市民後見人という活動（ボランティア）が有るという事を知っていただけました。
- ・地域ケア会議への参加や、岸和田市は年に1度認知症のケア報告会をしているため、その時に市民後見人の見守りを報告していただいたこと。
- ・施設、市民後見人の存在を知ってもらうことができた。職員の方も、担当者会議等を通じて、アドバイスをもらったり、こちらからの提案等に関しても一緒に検討してくださるようになった。

